

山形県立河北病院と寒河江市立病院の 統合再編に係る基本合意書

山形県（以下「甲」という。）及び寒河江市（以下「乙」という。）は、山形県立河北病院及び寒河江市立病院の統合再編に関し、次のとおり基本合意書を締結する。

（病院の統合）

第1条 甲及び乙は、山形県立河北病院と寒河江市立病院を統合再編し、新病院を整備する。

（開院の時期）

第2条 甲及び乙は、可能な限り早期の新病院の整備を目指すものとする。

（協議の場の設置）

第3条 甲及び乙は、新病院の整備に向けて必要な事項を検討するため、速やかに新たな協議の場を設置する。

（検討の方針）

第4条 新病院の整備に向けた具体的な条件（診療機能、病床数、施設整備、運営母体等）については、地域の関係者の意見も踏まえながら検討する。

（検討費用の負担）

第5条 新病院の整備に向けた検討に要する費用の負担については、甲及び乙が協議の上、決定する。

この基本合意書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和6年3月28日

甲 山形県知事

吉村美栄子

乙 寒河江市長

佐藤洋樹